何土地改良区委員会処務規程

第１条　この土地改良区が理事会の補助機関として設置する各委員会の職務の執行については、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　内部統制委員会は、委員○名をもって組織する。

２　内部統制委員会は、健全な業務執行体制の構築のため、次の事項について理事会の諮問に答申する。

　一　役職員のコンプライアンス意識の向上に関すること。

　二　内部牽制の強化に関すること。

　三　適正な労務管理に関すること。

　四　適正な個人情報の取扱いに関すること。

　五　その他の事項

第３条　評価委員会は委員○名をもって組織する。

２　評価委員会は、損失補償、一時利用地の指定、換地計画等を公正かつ適切に実施するため、土地その他の物権に関する所有権その他の権利の価格の評定について理事会の諮問に答申する。

第４条　換地委員会は委員○名をもって組織する。

２　換地委員会は、一時利用地の指定、換地計画等を公正かつ適切に実施するため、次の事項について理事会の諮問に答申する。

一　一時利用地及びその使用開始日の指定に関すること。

二　一時利用地の指定による収益差額の徴収及び補償に関すること。

三　換地計画に関すること。

四　その他の事項

第５条　用排水調整委員会は、委員○名をもって組織する。

２　用排水調整委員会は、用排水の円滑を期するため、次の事項について理事会の諮問に答申する。

一　取水量に関すること。

二　用水排水の調整に関すること。

三　その他の事項

第６条　各委員会において、委員の一人は、理事会で選挙した理事がこれに当たるものとし、これを委員長とする。

２　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第７条　委員長以外の委員は、理事会が決定する。

２　前項の委員の任期は、二年とする。ただし、重任は妨げない。

３　委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第８条　各委員会は、理事長の請求により、委員長が招集する。ただし、委任された事項又は緊急を要する事項については、委員長は、理事長の請求をまたずに委員会を招集することができる。

２　委員長が委員会を招集するときには、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

第９条　委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

２　委員長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第10条　理事及び職員は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

２　委員会は、必要に応じ、理事、職員その他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

第11条　委員長は、委員会において決定した事項を直ちに書面により理事長に報告しなければならない。

第12条　委員長は、委員会で定める事項のほか軽易な事項を専決処理することができる。

第13条　委員には、旅費、日当、その他の給与を支給する。

第14条　各委員会の職務執行の細則は、理事会で定める。